

橋本市がけ地近接等危険住宅移転事業のお知らせ

橋本市では土砂災害のおそれのある区域からの危険住宅の移転を支援します。

補助の目的と概要

本市では、土砂災害から市民の安全を守ることを目的として、がけ地の崩壊等による危険がある区域から既存住宅を除却し、対象区域外へ移転（新築、購入、改修）する住民に対して、移転費用の一部を国・県と協調して補助を行います。

補助の内容

<募集期間>

補助事業を申請するにあたり、下記の期間中に事前協議を行う必要があります。

事前協議募集期間：令和8年4月～9月末

交付申請受付期間：令和9年4月～5月末（予定）

<補助対象区域及び対象住宅>

対象区域		対象住宅	
		既存不適格住宅	その他
1	土砂災害特別警戒区域	県が左記の区域を指定する以前から区域内に建っている既存の住宅	<u>建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行った住宅。</u> ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6ヶ月を経過している住宅に限る。
2	災害危険区域		
3	土砂災害に指定される見込みの区域		
4	過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域		

<補助対象者>

- 危険住宅の所有者であって市税の滞納がないもので、現に居住している者に限る。
- 住宅の移転先は市内の対象区域外に限る。

<補助金の額等>

予算の範囲内で、次の事業区分ごとの補助額の合計となります。

※補助事業は危険住宅の除却が必須です。

事業区分	補助対象経費	補助限度額（1戸あたり）	
危険住宅の除却等を行う事業	危険住宅の除却等に要する費用	97.5万円	
住宅の建設又は購入（これらに伴う土地の購入を含む）及び改修を行う事業	住宅の建設又は購入及び改修をする為の借入金の利子（年利率8.5％を限度とする。）に相当する額	421万円	
		建物	325万円
		土地	96万円

裏面へ

手続きの流れ

<事業募集年度>

1 事前協議

※募集期間

【注意】補助を受けるには事前協議が必要です。

補助要件の確認のため募集期間内に下記の書類をお持ちください。

- ① 事前協議書（様式）
- ② 対象区域内が確認できる資料
- ③ 危険住宅に居住していることが確認できる書類
- ④ 事業の概算費用が確認できる資料
- ⑤ 借入予定額等が確認できる資料
- ⑥ 外観写真

<補助事業年度>

2 補助金交付申請

※申請期間

翌年度4月～5月末

●前年度に事前協議を行った上で、申請期間内に下記の書類を提出してください。

- ① 補助金等交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 資金計画書
- ④ 危険住宅に居住していることが確認できる書類
- ⑤ 危険住宅の収納状況調査同意書
- ⑥ 借家人の同意書（所有者と居住者が違う場合）
- ⑦ 再構築しない旨の誓約書
- ⑧ 危険住宅の位置図、配置図、がけの断面図等の図面及び写真
- ⑨ 移転先の住宅の位置図、配置図、平面図、立面図等の図面
- ⑩ 資金を借り入れる予定の金融機関等により作成された利息計算書等
- ⑪ 危険住宅の除却等及び住宅の建設等に係る見積書の写し

3 補助金交付決定

4 移転事業の実施

（危険住宅の除却⇒移転）

【注意】交付決定前に事業を実施した場合は、補助対象外となります。

※必ず補助金交付決定後に契約及び事業を着手してください。

5 完了実績報告

●移転事業を完了した時は下記の書類を提出してください。

- ① 補助事業等実績報告書
- ② 建設住宅の検査済証の写し
- ③ 危険住宅の跡地及び建設・購入及び改修した住宅の写真
- ④ 危険住宅の除却等及び住宅の建設等に要した費用の領収書の写し
- ⑤ 金融機関等との融資に係る契約書等の写し

6 補助金の確定

7 補助金の交付

●補助金の確定後、指定の口座へ補助金が振り込まれます。

問い合わせ先

橋本市 建設部 建築住宅課

TEL：0736-33-1115

